

平成28年度および平成29年度
公立大学法人滋賀県立大学学舎電気設備等保守管理業務委託契約書

委託者 公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田 啓一（以下「甲」という。）と、
受託者

（以下「乙」という。）は、甲の所有する滋賀県立大学学舎の電気設備等の建築設備に関し、次の条項により委託契約を締結し、双方誠実に履行するものとする。

（対象物件）

第1条 甲が乙に対して委託する建築設備の総合管理業務にかかる対象物件は、次のとおりとする。

- (1) 建物名称 滋賀県立大学学舎
所在地 彦根市八坂町2500
敷地面積 305,734.45㎡
- | | 建築面積 | 延床面積 | 規模構造 |
|-------------|------------|------------|---------------|
| 大学管理棟他 | 13,013.31㎡ | 21,023.26㎡ | RC 3F, P1F |
| 共通講義棟・同窓会館 | 940.29㎡ | 853.77㎡ | 木造1F |
| 環境科学部棟 | 6,272.55㎡ | 13,721.46㎡ | RC 3F |
| 工学部棟 | 7,436.30㎡ | 13,309.41㎡ | RC 3F |
| 人間文化学部棟 | 4,130.62㎡ | 7,667.99㎡ | RC 3F |
| 人間看護学部棟 | 6,645.48㎡ | 7,709.03㎡ | RC 2F他 |
| 講堂、交流センター | 2,270.68㎡ | 3,223.65㎡ | RC 2F, S, SRC |
| 環境管理センター | 174.00㎡ | 174.00㎡ | RC 1F |
| 圃場実験施設 | 2,852.00㎡ | 2,709.89㎡ | RC 2F他 |
| 体育館・クラブ棟 | 3,747.42㎡ | 3,655.11㎡ | S, 一部RC2F |
| 産学連携センター | 472.44㎡ | 865.70㎡ | S 2F |
| 木工作業所（もくれん） | 87.33㎡ | 130.91㎡ | 木造 2F |
| その他 | 352.71㎡ | 346.95㎡ | RC1F |
- (2) 建物名称 滋賀県立大学湖沼環境実験施設
所在地 彦根市八坂町3165
敷地面積 5,415㎡
- | | 建築面積 | 延床面積 | 規模構造 |
|----------|---------|---------|------|
| 湖沼環境実験施設 | 479.72㎡ | 842.72㎡ | S 2F |
- (3) 建物名称 滋賀県立大学地域共生センター
所在地 彦根市八坂町3210-1
敷地面積 1,887.27㎡
- | | 建築面積 | 延床面積 | 規模構造 |
|----------|---------|---------|------|
| 地域共生センター | 340.17㎡ | 621.40㎡ | S 2F |
- (4) 建物名称 滋賀県立大学開出今宿舎
所在地 彦根市開出今町1700番地
敷地面積 3,392.00㎡
- | | 建築面積 | 延床面積 | 規模構造 |
|-------|---------|-----------|-------|
| 開出今宿舎 | 758.13㎡ | 1,989.66㎡ | RC 3F |

(5) 建物名称 滋賀県立大学平田宿舎
所在地 彦根市平田町564番地
敷地面積 3,382.47㎡

	建築面積	延床面積	規模構造
平田宿舎	865.97㎡	2,265.57㎡	RC 3F

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は次のとおりとし、その明細は別紙仕様書による。

- (1) 電気、空調、給排水衛生設備等、建築設備の運転保守管理
- (2) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安監督ならびに保守のための巡視、点検および検査
- (3) 建築物環境衛生管理業務
- (4) 消防設備等の法定点検業務

(業務実施の基本事項)

第3条 乙は、関係諸法令ならびに甲の定めた電気保安規程その他の関係諸規則を遵守し、常に善良なる管理者としての注意を払い、甲の指示に従って誠実に業務を実施するものとする。

(委託期間)

第4条 甲が乙に対して総合管理業務を委託する期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 甲の乙に対する業務委託料は、金 円（うち取引にかかる消費税および地方消費税の額 円）とする。支払年度区分は、平成28年度金 円、平成29年度金 円とし、各年度の月額支払金額は別紙のとおりとする。

2 前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 甲は、毎月業務終了後、乙から適法な支払請求書を受理した翌月末までに、請求代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(業務内容の変更)

第8条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務を

一時中止することができる。この場合における業務委託料および業務期間については、
甲乙協議の上定める。

(価格の変動に基づく委託金額の変更)

第9条 契約期間内に物価の大幅な変動、その他予期することのできない事由の発生により、
甲乙双方が委託金額を著しく不相当であると認める場合には、委託金額の変更を求
めることができる。

(連絡・調整)

第10条 委託業務の遂行ならびに設備の改廃、新設工事の実施にあたっては、常に甲乙相
互に緊密な連絡をとり、調整、協議を行うものとする。

(業務責任者の設置)

第11条 乙は、業務の適正かつ円滑な遂行管理のため、業務責任者を設置し、次の業務を
行わせるものとする。

- (1) 業務担当者の指揮監督および管理
- (2) 業務の履行に関する甲との連絡および調整
- (3) 甲からの業務に関する指示事項の受任および仕様書に定めのない特別事項の承諾を
行う。

(電気主任技術者の選任等)

第12条 乙は、第2条第2号の管理業務に必要な電気主任技術者を乙の従業者より配属す
るものとする。なお、この電気主任技術者の選任および所轄官庁に対する届出は、甲に
おいて行う。

- 2 前項の電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督を
行うものとする。
- 3 第1項の電気主任技術者は、滋賀県立大学学舎に常勤し、滋賀県立大学湖沼環境実験
施設および地域共生センターの電気主任技術者を兼任するものとする。
- 4 甲は、電気工作物の工事、維持および運用のために必要な事項を電気主任技術者に連
絡する責任者をあらかじめ指名しておくものとする。

(選任技術者の不在時の措置)

第13条 法令による選任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、
その業務を代行する者を甲乙協議の上あらかじめ指名しておくものとする。

(選任技術者の報告)

第14条 電気主任技術者、その他法令による選任技術者が行う業務上重要な事項について
は、甲乙相互に連絡、報告および調整を行うものとする。ただし、緊急の場合において
は、電気主任技術者、その他法令による選任技術者は臨機の措置をとり、事後報告する
ものとする。

(使用者の法的義務)

第15条 乙は、甲の現場で業務に従事する乙の従業者に対して、民法、労働基準法、健康
保険法、労働者災害補償保険法、その他法令に規定される事業主または使用者としての

すべての義務を負わなければならない。

(計器、器具等の負担)

第16条 乙が委託業務を遂行するために必要とする計器、器具、工具、什器、備品、修繕用消耗品等にかかる費用の負担については、別に定めるところによる。

(別途業務の費用)

第17条 甲は、この契約により定める業務以外の別途契約事項または臨時の業務について乙に依頼したときは、乙に対して別途にその費用を支払わなくてはならない。

(管理対象物件の小修理等)

第18条 管理対象物件の日常使用による消耗、破損および故障等の小修理は、適時乙が行う。ただし、管理対象物件の保存、基本的修理、施設の取替または新設については、甲がその処理を決定するものとする。

(通知義務)

第19条 乙は、業務の遂行中に事故発生のおそれがあるとき、または事故が発生した場合は、遅滞なく甲にその状況を報告し、甲の指示を受け、または甲乙協議して、速やかにその処理にあたるものとする。

2 乙は、業務の遂行中に設備上不備と認められる事項または故障その他の事故を発見したときは、その事実と処理方法を明らかにし、速やかに甲に報告して処理解決にあたるものとする。

3 甲は、設備の全部または一部の変更、撤去または修理ならびに設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事を必要とするときは、あらかじめ乙に通知するものとし、甲乙協議して設備の保全にあたるものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙およびその従業者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、業務の遂行中に甲または第三者に損害を与えたときは、直ちにその旨を甲に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべきものについては、甲の負担とする。

(暴力団等の排除)

第22条 甲および乙は、相手方が合理的な根拠に基づき次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体もしくはその関係者又はその他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）であるとき。

(2) 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等反社会的勢力を利用するなどしているとき。

(3) 暴力団等反社会的勢力の維持、運用に協力し、又関与する等、何らかの関係を有しているとき。

(4) 暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けながら相手方への報告を怠ったとき。

(5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲は、これに対する補償等の一切の責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約外の事項)

第25条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公立大学法人滋賀県立大学会計規則および公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程、その他法令に定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成28年3月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町2500番地
公立大学法人滋賀県立大学
理事長 大田 啓一

乙

別紙 各月支払額一覧表

契約金額 金 円

各月支払額

平成28年 4月分	円	平成29年 4月分	円
5月分	円	5月分	円
6月分	円	6月分	円
7月分	円	7月分	円
8月分	円	8月分	円
9月分	円	9月分	円
10月分	円	10月分	円
11月分	円	11月分	円
12月分	円	12月分	円
平成29年 1月分	円	平成30年 1月分	円
2月分	円	2月分	円
3月分	円	3月分	円
平成28年度小計	円	平成29年度小計	円